

只見町縁結びデザインの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「只見町縁結びデザイン」（以下「デザイン」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって只見町（以下「町」という。）のPR、町おみやげ品の販路拡大、町の産業振興等に寄与することを目的とする。

(デザインの利用に関する権利)

第2条 デザインの利用に関する一切の権利は、町に属する。

(デザインの利用許諾)

第3条 デザインを利用しようとする者は、デザインの利用許諾（以下「利用許諾」という。）申請を行い、只見町長（以下「町長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、デザインの利用が次の各号に該当する場合には、利用許諾の手続きを省略することができる。

- (1) 町及び福島県の機関が利用する場合
 - (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合
 - (3) 町が後援するイベント等の主催者がイベント等の告知物又は記録物を作成する場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、デザインの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用申請を要しない。

(利用許諾の申請)

第4条 第3条第1項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「只見町縁結びデザイン利用許諾申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用許諾の手続き)

第5条 町長は、前条第1項の規定による利用許諾申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、町長はデザインの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 町長は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「只見町縁結びデザイン利用許諾書」（別記様式第2号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用許諾の制限)

第6条 町長は、前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のデザインの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

- 号) 第2条(同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (6) デザインの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
 - (7) デザインの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がデザインの立体物と認められない場合
 - (8) その他、町長がデザインの利用が適当でないと認める場合
- 2 町長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「只見町縁結びデザイン利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) デザインの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) デザインの利用にあたっては、利用許諾を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第5条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示(「©2021 只見町縁結び」又は「©2021tadami town.enmusubi」)を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等(以下「利用対象物等」という。)に必ず行うこと。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物等には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、町長が別に指示する。
- (7) 町長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (8) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第8条 デザインの利用料については、無料とする。

(利用許諾の取消し等)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「只見町縁結びデザイン利用許諾申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第6条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第7条の遵守事項に違反した場合
- (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合

2 町長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「取消し通知書」(別記様式第4号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消の日からデザインを利用することはできない。

4 町長は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対

象物等について回収等の措置を請求することができる。

- 5 町長は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 町長は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。
- 7 町長は、利用許諾を受けずにデザインを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。
- 8 前二項に定める町長が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については町長が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 町は、この規程による利用許諾の申請及びデザインの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

- 第12条 町は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、デザインの利用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。
- 4 町長は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第13条 町長は、デザインの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、町地域創生課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、デザインの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。